

令和7年度 学校徴収金会計 銀行振替日および年間納入額内訳（1年間保存してください）

	銀行振替日	5月26日 (月)	6月26日 (木)	9月26日 (金)	10月27日 (月)	12月26日 (金)	合計
1年	児童費	0	3,200	2,000	0	1,000	6,200
	PTA会費	4,800	0	0	0	0	4,800
	振替手数料	10	10	10	0	10	40
	合 計	4,810	3,210	2,010	0	1,010	11,040
2年	児童費	0	2,800	2,000	0	1,000	5,800
	PTA会費	4,800	0	0	0	0	4,800
	振替手数料	10	10	10	0	10	40
	合 計	4,810	2,810	2,010	0	1,010	10,640
3年	児童費	0	4,600	4,000	0	1,000	9,600
	PTA会費	4,800	0	0	0	0	4,800
	振替手数料	10	10	10	0	10	40
	合 計	4,810	4,610	4,010	0	1,010	14,440
4年	児童費	0	7,800	1,000	0	1,000	9,800
	4年積立金	3,000	0	6,000	6,000	5,000	20,000
	PTA会費	4,800	0	0	0	0	4,800
	振替手数料	10	10	10	10	10	50
	合 計	7,810	7,810	7,010	6,010	6,010	34,650
5年	児童費	0	8,300	0	2,000	1,000	11,300
	5年積立金	4,000	0	8,000	6,000	6,000	24,000
	PTA会費	4,800	0	0	0	0	4,800
	振替手数料	10	10	10	10	10	50
	合 計	8,810	8,310	8,010	8,010	7,010	40,150
6年	児童費	1,000	7,500	7,500	7,500	0	23,500
	6年積立金	2,000	0	0	0	0	2,000
	PTA会費	4,800	0	0	0	0	4,800
	振替手数料	10	10	10	10	0	40
	合 計	7,810	7,510	7,510	7,510	0	30,340

※ 各月の銀行振替日の前日(振替日が月曜日の場合は前の週の金曜日)までに入金してください。

※ 口座振替に手数料がかかります。(振替成立時のみ1回10円)

※ 予定していた学校行事(遠足等)の不参加・中止の場合は、行事後の児童費徴収額を減額します。

※ PTA会費は1家庭につき年間4,800円です。複数人在籍されている場合は下の学年のお子さんから徴収します。

※ 生活保護家庭については、図書教材費を徴収金額から減額します。

※ 就学援助認定後は児童費の振替を停止し、認定までに徴収した児童費は就学援助費から還付します。(積立金・PTA会費は振替)
新1年生の早期1で既に認定済みの方は児童費の振替はありません。(PTA会費のみ振替)